

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
<p>静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例</u>（平成17年静岡県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条に規定する県立障害者支援施設</u>（以下「施設」という。）の定員は、次の表の左欄に掲げる施設ごとに、同表の中欄に掲げる施設障害福祉サービス等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例</u>（平成17年静岡県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 <u>静岡県立富士見学園</u>（以下「富士見学園」という。）の定員は、次の表の左欄に掲げる施設障害福祉サービス等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>施設</p>	<p>施設障害福祉サービス等の種類</p>	<p>定員</p>	<p>施設障害福祉サービス等の種類</p>	<p>定員</p>
<p>静岡県立富士見学園</p>	<p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>(2) <u>法第5条第12項に規定する自立訓練</u></p> <p>(3) <u>法第5条第13項に規定する就労移行支援</u></p>	<p>80人</p>	<p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>(2) <u>法第5条第12項に規定する自立訓練</u></p> <p>(3) <u>法第5条第13項に規定する就労移行支援</u></p>	<p>80人</p>
	<p>(1) <u>法第5条第10項に規定する施設入所支援</u></p> <p>(2) <u>知的障害者福祉法</u>（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定による措置を採ることが決定された者に対して行</p>	<p>80人</p>		

	<p>定する施設入所支援</p> <p>(2) <u>知的障害者福祉法</u> (昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定による措置を採ることが決定された者に対して行う同法第2条第1項に規定する更生援護（以下「措置決定を受けた者に対する更生援護」という。）</p>	
	(1) <u>法第5条第8項に規定する短期入所</u>	4人
静岡県立浜松学園	(1) <u>法第5条第13項に規定する就労移行支援</u>	60人
	(1) <u>法第5条第10項に規定する施設入所支援</u> (2) <u>措置決定を受けた者に対する更生援護</u>	60人

(事業報告書)

第4条 条例第8条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) その管理に係る施設の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) (略)
- (3) その管理に係る施設の利用状況
- (4) (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間は、第2条中「条例第2条」とあるのは、「条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第4条第1項」と読み替えるものとする。

別記様式 (略)

<u>う同法第2条第1項に規定する更生援護</u>	
(1) <u>法第5条第8項に規定する短期入所</u>	4人

(事業報告書)

第4条 条例第8条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 富士見学園の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) (略)
- (3) 富士見学園の利用状況
- (4) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県立_____学園の管理に関する業務を行いたいので、静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により申請します。

(略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県立富士見学園の管理に関する業務を行いたいので、静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により申請します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。